一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十度五十分四・〇六秒、東経百四十度四十五分三十三・七〇秒の点 二　北緯四十度四十九分五十六・一〇秒、東経百四十度四十四分五十四・八九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第二百九十六号

平成二十五年十月十日に熊本で作成された「水銀に関する水俣条約」の附属書Ａの一部は、同条約第二十七条3及び4の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和九年三月二十三日に効力を生ずる。

（令和八年三月二十七日付け国際連合環境計画事務局長書簡）

令和八年九月二十九日　　外務大臣　茂木　敏充

1　「第一部　第四条1の規定の適用を受ける製品」の表を次のように改める。

第一部　第四条1の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限（段階的廃止期限）
電池（水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	二千二十年
水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池	二千二十五年
スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのものを除く。）	二千二十年
極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのもの（研究及び開発の目的のために使用されるものを除く。）	二千二十五年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十年
三十ワット超の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十六年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路内蔵型コンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬ・ｉ）	二千二十五年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬ・ｎｉ）	二千二十六年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b)　電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十六年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超えない四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの (b)　四十ワット超のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十七年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの (c)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの	二千二十七年
次のものに該当する一般的な照明用の直管以外（例えば、Ｕ字形、円形）の蛍光ランプ（ＮＦＬｓ） (a)　あらゆるワット数の三波長形蛍光体を使用したもの	二千二十七年
(b)　あらゆるワット数のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十六年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（ＨＰＭＶ）	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ） (a)　電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル以下のもの (b)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c)　電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超え、及び長さが千五百ミリメートル超のもの	二千二十年
(a)から(c)までの要件に該当しないあらゆる長さの電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ）	二千二十五年
化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの。）。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十年
化粧品。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十五年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	二千二十年
次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a)　気圧計 (b)　湿度計 (c)　圧力計 (d)　温度計 (e)　血圧計	二千二十年
脈波計に使用されるひずみゲージ	二千二十五年
次の電気式及び電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a)　溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器及び溶融圧力感知器	二千二十五年